

法人事業税の税率

法人の種類	所得等の区分	事業年度の開始時期					
		平成26年10月1日 ～ 平成27年3月31日	平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～ 令和元年9月30日	令和元年10月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 ～ 令和4年3月31日	令和4年4月1日 以後
所得を課税の基礎とするもの	外形標準課税対象法人 (普通法人のうち資本金の額又は出資金の額1億円を超える法人)	所得割 年400万円以下の所得	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	1.0%
		所得割 年400万円を超え800万円以下の所得	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	
		所得割 年800万円を超える所得又は軽減税率不適用法人又は清算所得	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	
	付加価値割	0.48%	0.72%	1.2%			
	資本割	0.2%	0.3%	0.5%			
普通法人 (上記以外)	所得割	年400万円以下の所得	3.4%			3.5%	
		年400万円を超え800万円以下の所得	5.1%			5.3%	
		年800万円を超える所得又は軽減税率不適用法人又は清算所得	6.7%			7.0%	
	特別法人 (農業協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得割	年400万円以下の所得	3.4%			3.5%
所得割	年400万円を超える所得又は軽減税率不適用法人又は清算所得	4.6%			4.9%		
収入を課税の基礎とするもの	電気供給業(発電・小売事業に係るもの)のうち資本金の額又は出資金の額1億円を超える法人	収入割	0.9%			1.0%	0.75%
		付加価値割					0.37%
		資本割					0.15%
	電気供給業(発電・小売事業に係るもの)のうち資本金の額又は出資金の額1億円以下の法人	収入割	0.9%			1.0%	0.75%
		所得割					1.85%
	ガス製造業者が行う特定ガス供給業	収入割					0.48%
		付加価値割					0.77%
		資本割					0.32%
	上記以外の電気供給業、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人	収入割	0.9%			1.0%	

- (注1) 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行っている法人で、資本金の額や出資金の額が1,000万円以上の法人です。
- (注2) 貿易保険業を行う法人の収入金額に対する課税は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。
- (注3) ガス供給業のうち特定ガス供給業及び導管ガス供給業以外のものについては、他の一般の事業と同様の税率が適用されます。